西海市農業委員会の委員の選任に関する規則(目的)

第1条 この規則は、西海市農業委員会の委員(以下「委員」という。) の選任の手続等について、法令に定めのあるもののほか、必要な事 項を定めるものとする。

(推薦及び募集)

第2条 委員は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。 以下「法」という。)第9条の規定に基づき、個人からの推薦(以下 「個人推薦」という。)及び団体等からの推薦(以下「団体推薦」と いう。)並びに募集により選任するものとする。

(推薦を受ける者及び応募する者の資格)

- 第3条 委員として、推薦を受ける者(以下「被推薦者」という。)及 び応募する者(以下「応募者」という。)は、次の各号のいずれにも 該当する者とする。
  - (1) 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に 関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、 その職務を適切に行うことができる者
  - (2) 次のいずれにも該当しない者
    - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
    - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はそ の執行を受けることがなくなるまでの者
    - ウ 西海市暴力団排除条例(平成 24 年西海市条例第 20 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 1 号に規定す る暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員と密接な 関係を有する者

(推薦及び応募の方法)

- 第4条 委員の推薦にあたっては、次の手続を経るものとする。
  - (1) 個人推薦 個人3名以上が連署し、その代表者が西海市農業委員会委員推薦書(個人推薦)(様式第1号)を市長に提出するものとする。
  - (2) 団体推薦 団体及び組織の代表者が西海市農業委員会委員 推薦書(団体推薦)(様式第2号)を市長に提出するものとする。
- 2 委員に応募する者は、西海市農業委員会委員応募届出書(様式第

3号)を市長に提出するものとする。

(推薦及び募集期間)

第5条 推薦の求め及び募集の期間は、おおむね1か月間とし、その 時期は別途市長が定めるものとする。

(推薦及び募集の周知)

- 第6条 市長は、委員の推薦及び募集にあたっては、次の各号により、 その周知に努めるものとする。
  - (1) 市掲示場における掲示
  - (2) 広報紙への掲載
  - (3) 西海市ホームページへの掲載
  - (4) その他

(公表)

- 第7条 法第9条第2項の規定による公表は、市のホームページ等により、当該推薦及び募集期間の中間並びに期間終了後、遅滞なく公表するものとする。
- 2 公表事項は、推薦書及び応募届出書に記載された内容とする。ただし、住所、本籍、生年月日、連絡先を除くものとする。
- 3 前項のほか、被推薦者及び応募者の数並びにそのうちの認定農業 者等の数を公表するものとする。

(被推薦者及び応募者の資格の確認)

- 第8条 市長は、第3条に規定する被推薦者及び応募者の資格について、必要に応じて、関係機関への照会その他調査を行うものとする。 (候補者の評価)
- 第9条 市長は、被推薦者及び応募者について、西海市農業委員会の 委員及び農地利用最適化推進委員候補者評価委員会(以下「評価委 員会」という。) に意見を求めるものとする。

(委員の選任)

第10条 市長は、評価委員会の意見の報告により、委員の候補者(以下「候補者」という。)を選定し、西海市議会の同意を得て、当該候補者を委員に任命するものとする。

(委員の補充)

第11条 委員について、罷免、失職及び辞任等により欠員が生じた場合は、この規則に定める手続に基づき、速やかに委員の補充を行う ものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日より施行する。